

平成 30 年度「神戸シミュレーションステップアップセミナー」
企画・運営業務委託事業者公募要領

1. 募集概要

神戸市では、公益財団法人 計算科学振興財団 (FOCUS) が保有する産業用スーパーコンピュータ「FOCUS スパコン」を活用し、企業の技術高度化支援、実践的な企業技術者の人材育成を行い、企業内コンピュータを利用したシミュレーションから FOCUS スパコンを活用した高度なシミュレーションへのステップアップ支援を目的に、ソフトウェアベンダーと連携してセミナーを行います。

本趣旨にご賛同いただき、セミナー開催にご協力いただける実施主体事業者を募集いたします。

2. 募集対象事業者

平成 30 年度 FOCUS スパコン ISV 事業者用アカウントを利用申請済み、もしくは申請予定であり、かつ FOCUS スパコンシステムで動作検証済アプリケーションのライセンス提供を自ら行い、サポートを行っているソフトウェアベンダーであること。

(注 1) 平成 30 年度 ISV 事業者用アカウント利用申請手続き (継続) については以下のホームページをご参照ください (アカウント発行手数料: 無償)。

https://www.j-focus.or.jp/focus/focus_information/entry-1717.html

(注 2) セミナーの準備のために、必要に応じて主催者 (神戸市) の FOCUS スパコン ISV 事業者用アカウントの従事者として登録していただくことがあります。

3. 委託期間 (予定)

- ・契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

4. 募集開催回数

- ・全 9 回を募集する。
- ・1 社あたりの開催回数は 1 回～ 3 回までとし、申込者多数の場合は開催回数を調整する場合があります。

5. 業務委託内容

神戸シミュレーションステップアップセミナーの企画・運営に関する全ての業務。

- (1) 集客に関すること (PR から web を利用した募集受付に関すること)
- (2) 開催当日の受付、セミナーの進行に関すること
- (3) 自社アプリケーションを利用した解析事例の紹介
- (4) FOCUS スパコンを利用した自社アプリケーションの参加者による体験実習、または講師によるデモンストレーション

(注 3) FOCUS スパコンの体験実習を行う場合、講習会用アカウントの発行のため、講師・参加者の個人情報 (氏名、法人名、電話番号、メールアドレス等) が必要となります。

また、FOCUS スパコンのデモンストレーションを行う場合でも、講習会用アカウント発行のため、講師の個人情報が必要となります。

- (5) FOCUS スパコン概要説明やスーパーコンピュータ「京」の見学会などを含め、神戸の特色を

生かしたセミナー

- (6) 意見交換交流会の開催（参加者間のビジネスマッチング等）
- (7) アンケートの実施
- (8) セミナー終了後のセミナー資料・参加者一覧・アンケートの提出

6. 開催概要

(1) セミナー開催日について

平成30年6月1日（金）～平成31年2月28日（木）の間に開催すること。

但し、開催日の決定に際し、セミナー実施希望日に実習室の空き状況を確認した上、開催2カ月前までを目途に本市職員と調整すること。

（注4）本市及び計算科学振興財団の休業日は除くこと。

（注5）本市及び計算科学振興財団のイベント開催日、展示会等への出展日は開催ができない場合があるため、事前に調整すること。

(2) セミナー会場について

公益財団法人 計算科学振興財団（FOCUS） 実習室、セミナー室にて行うこと。

（住所：神戸市中央区港島南町7-1-28 計算科学センタービル 2F）

（注6）セミナー会場の実習端末環境の準備等（ソフトウェアのインストールや動作確認等）は、計算科学振興財団の指示に従い行うこと。

(3) セミナー参加者の資格について

スーパーコンピュータを利用したセミナーのため、FOCUS スパコン講習会用アカウント利用規程（http://www.j-focus.jp/archives/001/201702/LectureAccount_Outline.pdf）で利用者、資格者に該当する者とする。

(4) セミナー参加者の費用について

セミナー参加者の費用負担は無料とすること。

7. 主催

神戸市

8. 共催（予定）

公益財団法人 計算科学振興財団（FOCUS）

9. 業務委託料

開催1回につき80,000円（税込）を支払うものとする。但し、開催上限の3回分である240,000円（税込）を上限とする。費用の支払いについてはセミナーの開催毎とし、神戸市にセミナー毎に請求を行うこと。

10. 応募手続き

(1) 応募資格について

応募資格：次の条件を満たす個人・法人に限る。

ア 申込み受付期間中に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 本市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

エ 銀行取引停止処分を受けていないこと。

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めたものを除く。）でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団でないこと。また、同法に基づく暴力団員（以下、「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に関与している団体でないこと。個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員でないこと。暴力団員を、相当の責任の地位ある者として使用し、又は代理人として選任していないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと。

キ 代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

ク 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

(2) 申込み書類の提出について

①参加申込書（様式1）

②業務提案書

提案書の様式は自由とするが、応募事業者の強み（内容、企画力、セミナー実績等）を明示しながら、下記の項目を必ず盛り込み作成すること。

- ・セミナー講習会の内容
- ・予定開催回数（3回を上限とした希望開催分）と開催予定月
- ・FOCUS スパコンシステム動作検証済アプリケーション名
- ・過去に神戸でのセミナー実績等

③団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット等）

以上、①～③の書類を期限までに下記宛先へ郵送、E-mail または持参すること。なお、同一団体で複数の企画提案書の提出はできないものとする。

◆提出期限 平成30年4月20日（金）17時 必着

◆提出場所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館23階）
神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 推進課宛（担当：永田、森）
アドレス：corp_supakon@office.city.kobe.lg.jp

(3) 質問及び回答について

質問がある場合、様式2の質問書に必要事項を記載し、E-mailにて送付すること。電話による質問の受付は行わないので、注意すること。

質問には、E-mailで回答する。なお、選定に係る質問には回答しない。

◆質問期限 平成30年4月11日(水)17時まで

◆送付先 神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 推進課宛(担当:永田, 森)

アドレス: corp_supakon@office.city.kobe.lg.jp

12. 審査方法等

業務提案書に基づき、提案評価委員会での審査を経て受託候補者を選定する。但し、応募期間内に定数に満たない場合は先着順に受託候補者として選定する。

(ア) 評価基準

業務提案書の記載に基づいて、下記①～③の事項について、最も評価点の高かった事業者より順に受託候補者として選定する。

①応募者の受託適性、セミナーの提案内容の有効性(セミナーの趣旨に準じた内容となっているかなど)

②セミナーの企画力

③神戸への貢献度(FOCUSスパコンシステム動作検証済アプリケーションの所有や神戸での活動実績など)

(イ) 選定結果の通知

提案評価委員会の選定結果は、提案参加事業者全員に対して、文書で通知する。ただし、通知内容は、受託候補者への選定の有無のみとし、評価点や評価順位については通知しない。

(ウ) 受託候補者としての選定取り消し

受託候補者が提案資格を満たさない場合、又は、業務提案書等に虚偽の記載をしたときなどの不正行為が認められた場合、受託候補者としての選定を取り消すものとする。

13. 委託契約の締結

受託候補者を選定した後、本市との協議により提案業務内容を精査し、その後、委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。

委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくこととする。

14. 個人情報等取扱いについて

申込時に提示いただいた個人情報の利用は、セミナーの受付・運営のみに利用すること。必ず、本市のプライバシーポリシーを順守すること。

http://www.city.kobe.lg.jp/other/p_policy.html

15. その他

(1) 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。

(2) 応募者からの提出物は、返却しない。

(3) 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容について

の問い合わせは一切受け付けない。

- (4) 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うこととする。
- (5) 本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。
- (6) 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- (7) 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。